

○阿見町低入札価格調査取扱要綱

平成20年3月31日告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する工事又は製造の請負契約を締結するための一般競争入札を執行するに当たり、最低の価格をもって申込みをした者について、当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合において、必要な調査等を行い落札者を決定する制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に基づくものをいう。以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、阿見町契約規則（平成12年阿見町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この要綱による低入札価格調査制度の対象となる契約は、阿見町契約規則第3条に規定する一般競争入札（以下「競争入札」という。）による建設工事又は製造の請負契約であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程（平成12年阿見町訓令第5号）第5条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会が特に必要と認めるもの
- (2) 阿見町建設工事総合評価方式試行要領（平成21年阿見町告示第6号）に基づく総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）により入札を行うもの

(調査基準価格の設定)

第3条 町長は、この要綱の対象となる契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、その相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格に調査基準割合（次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額を予定価格で除して得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、調査基準割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 建設工事のうち、建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）」と、前項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）」とする。

4 昇降機設備工事その他の製造部門を有する専門工事業者を対象とした工事に対する前

項の規定の適用については、第2項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）」と、第2項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）」とする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める競争入札に係る調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で町長が定める額とする。

（失格基準価格の設定）

第4条 町長は、この要綱の対象となる契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、その相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ大きいと認める場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

- 2 失格基準価格は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この算定方法により算定し難い場合は、その都度町長が定める額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

（入札の無効）

第5条 失格基準価格を下回る価格の入札は、入札に関する条件に違反し、失格したものとして、無効とする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 各種調査表の一部又は全部が提出されない場合
- (2) 入札時に提出した工事費内訳書と、各種調査表の記載内容が整合していない場合
- (3) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
- (4) 工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化等、安全対策の不徹底につながるおそれがあると認められる場合
- (5) 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合
- (6) 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格でないと認められる場合
- (7) 入札金額の積算において建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- (8) 関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- (9) 第7条の調査において合理的な説明がなされない場合
- (10) 町長が求める全ての資料が全て提出又は提示されない場合

（入札者に対する説明）

第6条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、この要綱の対象となる契約に係る入札を執行する際には、入札者に対して次に掲げる事項を説明する。

- (1) 低入札価格調査制度の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、当該入札者を落札者としなないこと。

(調査の実施)

第7条 町長は、競争入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者（第5条の規定によりその入札が無効となった者を除く。以下「最低価格入札者」という。）に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、契約主管課長、設計担当主管部長及び課長並びに専門技術職員に調査させるものとする。

(調査の方法)

第8条 前条の規定による調査（以下「調査」という。）は、次に掲げる事項を最低価格入札者から聴取し、又は関係機関に対して照会すること等により行うものとする。

- (1) 入札金額の決定理由及び入札金額積算内訳書
- (2) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況
- (3) 同種・類似の手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材及び機械数の状況
- (5) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係
- (6) 労務者の具体的調達見通し
- (7) 契約に係る工事等の箇所と入札者の事業所、倉庫等との間における地理的条件
- (8) 過去に施工した同種の公共工事の実績及び発注者並びに成績状況
- (9) 経営内容、経営状況及び信用状態
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

2 調査基準価格を下回る入札が複数あった場合においては、第2条第1号に規定するものにあつては最低価格入札者から、同条第2号に規定するものにあつては総合評価方式による最高評価者から、順に調査を行うものとする。ただし、必要があると認める場合には、調査の対象となる者に対し、並行して調査を実施することができる。

3 調査に当たっては、契約主管課長が主宰者となる。

(調査結果の報告)

第9条 契約主管課長は、調査を終了したときは、当該調査の結果に意見を付し、書面により町長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第10条 町長は、調査の結果、最低入札価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた場合は、最低価格入札者を落札者として決定し、最低価格入札者及び他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

2 町長は、調査の結果、最低入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合において、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位入札価格」という。）が調査基準価格を上回る価格であったときは、当該次順位価格の入札者（第5条の規定によりその入札が無効となった者を除く。以下「次順位入札価格入札者」という。）を落札者として決定する。

3 前項に規定する場合において、次順位入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位入札価格の入札者について、第7条から前項までの規定を準用する。この場合において、第7条及び第1項中「最低入札価格」とあるのは「次順位入札価格」と、第7条、第8条及び第1項中「最低価格入札者」とあるのは「次順位入札価格入札者」と読み替えるものとする。

(調査の結果の公表)

第11条 町長は、調査の結果について、閲覧等により公表するものとする。ただし、公表に適さないと認める事項については、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年3月31日告示第87号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第89号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日告示第33号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月22日告示第173号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日告示第26号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。